

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第18号

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例（平成2年静岡県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（略）			別表（略）		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
機器等	(略)	<u>18,920円</u>	機器等	(略)	<u>35,660円</u>
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。